令和2年度国の予算・地方財政対策等について

令和元年 12 月 12 日 全 国 市 長 会

1. 防災・減災対策の推進

- ・台風第 15 号及び第 19 号など一連の豪雨・暴風により被災した自治体に対し、引き続き、補正予算を含め、切れ目なく支援すること。
- ・大規模災害が頻発していることを踏まえ、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」、「緊急防災・減災事業債」等を継続すること。

2. 地方創生の推進

- ・引き続き地域の実情に応じた息の長い取組が可能となるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費 (1兆円)」の拡充・継続を図ること。
- ・令和3年3月に期限切れの過疎地域自立促進特別法については、現行法に引き続き、総合的な過疎対策を推進するため、新たな法律を制定すること。

3. 社会保障の基盤づくり

- ・幼児教育・保育の無償化の今年度分については、確実な財政措置となるよう、補正予算を含め財源を確保すること。また、令和2年度においても、 国の責任において必要な地方財源を確実に確保すること。
- ・地域医療確保対策について、医師偏在の解消、公立病院への財政措置等への支援の強化を図ること。

4. 地方一般財源総額と地方交付税総額の確保等

- ・地方の行政運営に必要な財政需要について、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。特に、幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担及び来年度から始まる会計年度任用職員に係る経費については、十分な財政措置を講じること。
- ・国庫補助金については、「骨太の方針」において「地方の実情を踏まえて補助金の自由度を高めるほか、要件の緩和、手続の簡素化、補助単価等の実態に即した見直し等に向けて、課題を捕捉した上で 2019 年末までに対象や工程を具体化する」と記載されているとおり対応すること。